(案)

仙台市放課後子ども総合プラン実施方針の 取組みに関する提案

テーマ:放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の 連携の在り方

平成 31 年 3 月 ● 日 仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会

<目次>

1	本	テ・	ーマ	を	取	り	上	げ	た	背	景	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P1
(1)	市(の児	童	ク	ラ	ブ	及	び	子	ど	ŧ	教	室	に	関	す	る	経	緯	•	•	•	•	•	•	P1
(2)	国(の動	向	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P1
(3)	市(の計	画	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р1
(4)	両	事業	の :	連	携	0)	必	要	性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P2
2	委	:員:	会に	お	け	る	審	議	経	過	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р3
3	両	事	業の	連	携	等	に	関	す	る	調	査	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P5
(1)	指定	定都	市	に	お	け	る	両	事	業	0	連	携	状	況	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р5
(2)	市	内に	お	け	る	両	事	業	0	連	携	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P5
(3)	市	为一	部	(T)	学	区	に	お	け	る	両	事	業	(T)	連	携	状	況	•	•	•	•	•	•	•	Р5
(4)	各	事業	に	対	す	る	利	用	者	0	=		ズ	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р5
(5)	両	事業	Ø	連	携	し	た	取	組	4	に	対	す	る	参	加	者	<i>(</i>)	意	見	等	•	•	•	•	P6
(6)	連担	隽に	ょ	る	効	果	及	び	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P6
4	両	事	業の	連:	撨	(T)	存	Ŋ	方	笙	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	P7
(1			事業		-		-			-			•				•		•		•	•	•				P7
(2	_		歩に			~ .							•				•		•		•	•	•				P7
(3			えら		-			•	•			み	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•		P9
5	市	及で	び教	育	委	員	会	の	取	組	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P14
6	む	すで	バ・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P15
(用	語	解	说) •																					•	•	,	P16

1 本テーマを取り上げた背景

(1) 市の児童クラブ及び子ども教室に関する経緯

旧仙台市では、児童の放課後の居場所づくりとして留守家庭児童事業を小学校や借家等において実施する一方、旧泉市及び旧宮城町では、そうした機能を児童館・児童センターにおいて実施してきました。2市2町の合併後、小学校区ごとに児童館を整備する方針の下で児童館の建設を進め、全ての児童館において放課後児童健全育成事業(以下「児童クラブ」という。)を実施してきました。

現在は、小学校敷地の利用を基本として児童館を整備していますが、これまでの整備 過程において、市民センターやコミュニティセンター併設、小学校合築、小学校の余裕 教室を活用したマイスクール児童館等、その整備形態は様々な状況となっています。

更に近年は、対象学年の引上げ、就労形態の多様化等に伴い、児童クラブの利用ニーズが増加傾向にあり、児童館のみでは受入れ困難な場合に、小学校の余裕教室、コミュニティセンター等の公共施設、民間物件等を活用し児童の受け皿確保に努めています。

一方、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う事業(以下「子ども教室」という。)は、平成20年から、小学校の特別教室、図書室、体育館等において、地域住民等の協力を得ながら実施しています。

(2) 国の動向

平成26年7月、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、児童クラブ及び子ども教室の計画的な整備等を進める「放課後子ども総合プラン」(以下「旧プラン」という。)が策定されました。

平成30年9月、児童クラブの待機児童の早期解消、児童クラブと子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」という。)が、旧プランに代わるものとして策定されました。

(3) 市の計画等

平成27年3月、子ども・子育て支援新制度*1等の国の新たな子ども・子育て施策等を踏まえ、子どもの育ちと子育て支援の総合的な計画として「仙台市すこやか子育てプラン2015」(以下「すこやかプラン」という。)が策定されました。

平成27年4月、旧プランを受け、市において、市の実情に応じた効果的な児童クラブ 及び子ども教室の実施を検討するため「仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会」(以下「委員会」という。)が設置されました。

平成28年3月、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができる

よう、児童クラブ及び子ども教室の拡充を図ること等により、市の実情に応じた総合的な放課後対策の実現を目指し、その具体的な方策等を定めた「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」(以下「実施方針」という。)を策定しました。

(4) 両事業の連携の必要性

国において、児童クラブ及び子ども教室の一体型(児童クラブと子ども教室を同一小学校内等※2で実施し、子ども教室が実施する活動プログラムに児童クラブ児童が参加するもの。以下同様。)又は連携型(児童クラブと子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあって、子ども教室が実施する活動プログラムに児童クラブ児童が参加するもの。以下同様。)の取組みを推進しており、両事業の連携により、児童の放課後における多様な体験・活動ができる安全・安心な居場所の確保が期待されます。市においては、前述のとおり、主に児童館内で児童クラブを、小学校内で子ども教室を実施しており、実施頻度、活動時間等、子ども教室の運営状況も地域によって様々である等、全ての地域において国の示す一体型等の要件を満たす状況にはないことから、両事業の運営状況等を考慮しながら地域の実情に応じた両事業の連携した取組みを検討するため、本テーマを取り上げることとしました。

2 委員会における審議経過

本テーマを委員会において検討するにあたり、他都市や市内における両事業の連携状況に関する調査、両事業の連携が図られている学区の現地視察等を実施しました。

(1) 平成 29 年度第1回委員会(平成 29 年 7 月 24 日)

前述した国の動向や市の計画等を踏まえ、平成 29・30 年度の審議テーマを「放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携の在り方について」とし、両事業が同一小学校内等で実施されている住吉台学区をモデル事業として検証するとともに、一体型の効果や課題を明確にした上で、国の示す一体型に捉われず、両事業の連携の在り方を検討することとしました。

(2) 平成 29 年度第 2 回委員会 (平成 29 年 11 月 29 日)

国の示す一体型の要件を満たす住吉台学区における児童クラブ及び子ども教室の連携に関する取組みについて現地視察を行うとともに、両事業の関係者より、両事業の連携状況、その効果や課題等に関しヒアリングを行い、両事業の連携の在り方について意見交換を行いました。

(視察概要)

日 時: 平成 29 年 11 月 29 日 15 時 10 分~15 時 30 分

場 所:住吉台小学校1階 図書室前スペース

従事者数:児童クラブ2人、子ども教室14人

児 童 数:43人

(3) 平成 29 年度第3回委員会(平成30年2月6日)

両事業の連携に関し異なる状況下にある3学区を選定の上、各学区の現状を踏まえ、 連携した取組みを検討・推進し、それによって得られた効果や課題を整理し、提案書と して取りまとめることとしました。

(4) 平成 29 年度第 4 回委員会 (平成 30 年 3 月 23 日)

前述した3学区を、加茂、東宮城野及び袋原学区とし、各地域の実情に応じた連携した取組み、両事業の従事者の所感等を共有しました。

(5) 平成30年度第1回委員会(平成30年8月3日)

児童クラブの関係者より、両事業の連携状況、その効果や課題等に関しヒアリングを 行うとともに、両事業の連携した取組みを幅広く検討するため、前述した3学区に館学 区を追加した上で、計4学区を対象に連携状況の調査等を行うこととし、両事業の連携 の在り方について意見交換を行いました。

(6) 平成30年度第2回委員会(平成30年11月28日)

加茂及び東宮城野学区における両事業の関係者より、両事業の連携状況、その効果や課題等に関しヒアリングを行うとともに、国の示す一体型の要件を満たす東宮城野学区における両事業の連携に関する取組みについて現地視察を行い、両事業の連携の在り方について意見交換を行いました。

(視察概要)

日 時: 平成30年11月28日 15時15分~15時45分

場 所:東宮城野小学校2階 普通教室

従事者数:子ども教室2人

児 童 数:12人

(7) 平成30年度第3回委員会(平成31年1月28日)

両事業の連携の在り方に関する提案書について意見交換を行いました。

(8) 平成30年度第4回委員会(平成31年3月●日)

両事業の連携の在り方に関する提案書について意見交換を行いました。

3 両事業の連携等に関する調査

(1) 指定都市における両事業の連携状況等(平成29年10月時点 公設・民設)

両事業の実施状況が自治体によって異なる中、各自治体における両事業の連携した取組み、その効果や課題等の把握を目的に実施しました。

調査対象:指定都市19市

調査期間:平成29年10月10日~平成29年10月20日

調査内容:両事業の実施状況、一体型及び連携型の実施状況等

(2) 市内における両事業の連携状況(平成29年12月時点 公設のみ)

市内における両事業の連携状況、その効果や課題等の把握を目的に実施しました。

調査対象:両事業を実施している24学区の各運営主体調査期間:平成29年12月1日~平成29年12月15日

調査内容:児童クラブ児童の子ども教室への参加状況、両事業の従事者の連携状況等

(両事業の概要)

	児童クラブ	子ども教室
目的	昼間保護者が家庭にいない小学生	児童にスポーツ・文化の体験学習、
	の児童を対象に、放課後の遊びや生	地域活動、交流活動の機会や学習の
	活の場を提供する。	場を提供する。
運営主体	外郭団体、NPO 法人等	小学校、PTA 等からなる運営委員会
従事者	保育士や教員免許等を有する放課	小学校、保護者、地域団体等(各子
	後児童支援員等 ^{※3}	ども教室で異なる)
開設日	日曜・祝日・年末年始を除く毎日	各子ども教室で異なる
開設場所	児童館・児童センター等(小学校内、	小学校内の図書室、特別教室等
	小学校敷地内·外等)	

(3) 市内一部の学区における両事業の連携状況

両事業の連携した取組みを検討した市内一部の学区における両事業の連携状況、その 効果や課題等の把握を目的に実施しました。

調査対象:加茂、東宮城野、袋原及び館学区における両事業の運営主体

調査期間: 平成30年9月21日~平成30年10月5日

調査内容:新たに実施した連携の取組み、連携による効果や課題等

(4) 各事業に対する利用者のニーズ等

利用者が各事業に期待するもの等の把握を目的に実施しました。

調査対象:加茂、東宮城野、袋原及び館学区における各事業の利用者

調査期間:平成30年9月21日~平成30年10月5日

調査内容:各事業の役割として期待するもの、子どもの放課後の過ごし方等

回答率:87.3%(回答数110/配付数126)

(各事業の役割として期待するもの)

児童クラブは「放課後の居場所の確保」「多様な体験活動の実施・充実」が、子ども教室は「多様な体験活動の実施・充実」「他学年の児童との交流機会の充実」が主に期待する役割として挙げられました。

(5) 両事業の連携した取組みに対する参加者の意見等

両事業の連携した取組みとして実施した行事に対する参加者の意見等の把握を目的に 実施しました。

調査対象: 加茂及び東宮城野学区における両事業の連携した取組みである行事への参加者

調査期間:加茂学区 平成30年9月7日~平成30年9月28日

東宮城野学区 平成 30 年 10 月 5 日~平成 30 年 10 月 26 日

調査内容:行事に対する意見、子どもの放課後の過ごし方等

回答率: 76.0% (回答数 73/配付数 96)

(6)連携による効果及び課題

① 効果

- ▶ 児童や保護者にとって、地域の様々な世代の方との関わりや多様な体験活動 を通し、地域交流や異年齢交流が図られる。
- ▶ 両事業の従事者にとって、児童の様子等を共有することにより、児童の新たな行動特性の把握やきめ細かな見守り等につながる。
- ▶ 両事業の従事者にとって、活動内容に関する情報交換、共同による行事の実施等により、他方の事業内容の理解や技能向上等につながる。

② 課題

- ▶ 保護者に対する両事業の周知
- ▶ 子ども教室の活動プログラムに児童クラブ児童が参加する際の出欠席の確認 や事故等があった際の責任体制・保険適用の整理
- ▶ 児童クラブと子ども教室に距離がある場合の児童の移動に係る安全確保
- ▶ 人材・活動場所の確保

上記3(1)の調査結果は別添1「放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携状況に関する他都市調査結果概要」を、3(2)の調査結果は別添2「本市における両事業の連携状況について」を、3(3)~(5)の調査結果は、別添3「放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携に関する実施状況調査等の結果について」を参照ください。

4 両事業の連携の在り方等

(1) 両事業の連携の在り方

両事業の連携した取組みに関する調査からは、児童の放課後の過ごし方として、地域の様々な世代の方との交流を通した多様な体験活動の実施等が求められていることがうかがえます。そうした中で、両事業の連携により、児童や保護者にとっては、地域交流や異年齢交流の機会拡大、従事者にとっては、他方の事業内容の理解や児童へのきめ細かな対応等につながることが期待されます。

市の児童クラブは、主に児童館・児童センターにおいて実施しており、全ての学区において国の示す一体型の要件を満たしている状況にはなく、両事業の運営主体が異なり、子ども教室によって、対象学年、従事者、実施頻度・内容等が様々です。

このような状況を踏まえ、市においては国の示す一体型等にとらわれず、また、全ての 地域において画一的なものとはせず、両事業の役割や基準等が損なわれないことを前提 に、各地域の実情や両事業の運営状況を踏まえた連携を推進していくことを提案します。 なお、連携にあたっては、両事業の運営主体が、勤務ローテーションの調整等による

なお、連携にあたっては、両事業の連宮王体が、勤務ローアーションの調整等による 適切な運営体制の整備、児童の怪我や事故等に対応するための適切な保険への加入やマ ニュアルの整備等に努める必要があります。

(2) 連携に関する参考事例

① 住吉台学区

i 児童クラブと子ども教室の位置関係

児童クラブは単独館である児童センター内で実施しており、小学校敷地外(隣接) に、子ども教室は小学校1階に位置している(徒歩約5分)。

ii 共通プログラムの概要

参加形態:子ども教室、児童クラブの順に参加

活動内容:お手玉、あやとり、塗り絵、折り紙等

実施日時:毎週水曜日14時~16時

実施場所:図書室

対象学年:小学1~2年生

運営体制:約10人

iii 共通プログラム実施時の工夫

- ▶ 児童クラブ児童の子ども教室への登録状況は、年度当初に児童クラブ従事者と保護者が共有しており、子ども教室利用後の児童クラブ利用の有無はその都度保護者からの連絡により把握している。
- ▶ 両事業の従事者間で事前に 2~3 回打ち合わせを行っている。
- ▶ 保護者、老人会、おやじの会等に対し、子ども教室の見学を促し、事業への 理解を深める機会を設けている。

- ▶ 児童クラブ従事者が共通プログラムに参加する際、児童クラブの運営に支障が生じないよう、勤務ローテーションを調整している他、運営主体より一時的な従事者の派遣を受けている。
- iv その他のプログラム

活動内容:親子ウォークラリー

実施頻度:年1回 実施場所:小学校内

② 東宮城野学区

i 児童クラブと子ども教室の位置関係

児童クラブは小学校1階に、子ども教室は小学校2階に位置している(両事業とも小学校内で実施)。

ii 共通プログラムの概要

参加形態:子ども教室、児童クラブの順に参加

活動内容:自由遊び

実施日時:毎週水曜日14時~16時

実施場所:ランチルーム等 対象学年:小学1~6年生

運営体制:3~4人

iii 共通プログラム実施時の工夫

- ▶ 児童クラブ児童の子ども教室への登録状況は、年度当初に児童クラブ従事者 と保護者が連絡帳により共有している。
- ➤ 子ども教室に参加する児童クラブ児童の双方での様子を、適宜両事業の従事者間で共有している。
- ▶ 児童クラブが年1~2回主催する小学校、町内会、民生委員等からなる地域懇談会に子ども教室従事者も参加し、それぞれの活動内容等を共有している。
- ▶ 両事業が連携して行事等を実施する際は、基本的に会場を提供する側が各種 費用を負担することとしている。
- iv その他のプログラム

活動内容:季節行事 実施頻度:年6~8回

実施場所:体育館、図書室及びプール

③ 加茂学区

i 児童クラブと子ども教室の位置関係

児童クラブは単独館である児童センター内で実施しており、小学校敷地外(隣接

せず)に、子ども教室は小学校1階に位置している(徒歩約15分)。

ii 共通プログラムの概要(平成30年度試行的に実施)

参加形態:子ども教室、児童クラブの順に参加

活動内容:工作活動

実施時間:年3回 15時~16時30分

実施場所:図工室

対象学年:小学1~6年生

運営体制:6~7人

iii 共通プログラム実施時の工夫

▶ 両事業の連携が可能な日、具体の活動内容等を適宜従事者間で調整した。

- ▶ 子ども教室の活動プログラムだけでなく、児童クラブのプログラムを子ども 教室において実施した。
- ▶ 児童クラブ従事者と保護者が、子ども教室終了後の児童クラブ利用の有無を 調整し、児童クラブを利用する場合は児童クラブ従事者が児童を引率した。

iv その他のプログラム

活動内容:夏祭り、児童センターまつり等

実施頻度:年2~4回

実施場所:小学校内、市民センター体育館等

(3) 考えられる連携した取組み

各地域の実情や両事業の運営状況が様々であることを踏まえ、今後、両事業の連携した取組みを実施・推進する場合は、現在の人員体制等の下で実施可能と思われる取組みから検討し、運営体制の充実を図りながら連携を推進していく方法が考えられます。

① 両事業の従事者間の情報交換・共有

i 取組み

- ▶ 双方の年間活動スケジュール、保護者向けのお便り等を共有する。
- ▶ 保護者に対し、両事業の活動内容等を周知する。
- ▶ 各事業における児童の様子や配慮していること等について共有する。
- → 小学校、PTA、町内会等からなる地域教育協議会^{※4}等、両事業以外が主催する 地域の会議等に参加し、地域情報を含め双方の事業等を共有する。

ii 効果

- ▶ 両事業の従事者にとって、活動内容に関する情報交換等により、他方の事業 内容の理解や技能向上等につながる。
- ▶ 児童にとって、放課後の居場所の選択肢が広がる。
- ▶ 両事業の従事者にとって、児童の様子等を共有することにより、児童の新たな行動特性の把握やきめ細かな見守り等につながる。

▶ 両事業の従事者にとって、地域との関わりを通し、地域情報の理解・把握につながる。

iii 配慮事項

- ▶ 得られた情報は両事業の代表者等だけでなく、可能な範囲でその他の従事者にも提供し、他方の活動内容等における共通認識を持つ。
- ▶ 児童の様子は居場所によって状況が異なることもあるため、可能な限り児童 クラブ、子ども教室、小学校、保護者等との間で共有する。

② 一方の従事者による他方の事業等への参加・協力

i 取組み

- ▶ 他方へ地域人材の紹介、児童の見守りに関するノウハウの提供等を行う。
- ▶ 一方が実施する行事等へ他方の従事者が参加・協力する。
- → 子ども教室の運営委員会や児童クラブの地域懇談会等、地域の関係者からなる 会議に他方の従事者が参加し、双方の活動内容や運営状況等を共有する。

ii 効果

- ▶ 両事業の従事者にとって、他方の協力を得ることにより事業内容の充実につながるとともに活動の幅が広がる。
- ▶ 両事業の従事者にとって、児童の様子等を共有することにより、児童の新たな行動特性の把握やきめ細かな見守り等につながる。
- ▶ 両事業の従事者にとって、活動内容に関する情報交換、共同による行事の実施等により、他方の事業内容の理解や技能向上等につながる。

iii 配慮事項

- ▶ 限られた人員体制等の下で実施可能な取組みから検討する。
- ▶ 参加・協力する側の人員が一時的に不足する場合、適切な事業運営が図られるよう運営体制やサービス水準の維持に配慮する必要がある。
- ▶ 事業内容の充実、地域交流の推進等の観点から事業の実施時だけでなく、可能な限り事業の企画段階から参加・協力する。

③ 関係する行事等への従事者・児童の参加・協力

i 取組み

- ▶ 小学校やPTA等、両事業以外の団体が主催する行事へ両事業の従事者や児童が参加・協力する。
- ▶ 一方が主催する行事等に他方の児童が参加する。
- ▶ 両事業の従事者が共同により行事等を企画し運営する。

ii 効果

▶ 児童や保護者にとって、地域の様々な世代の方との関わりや多様な体験活動

を通し、地域交流や異年齢交流が図られる。

▶ 両事業の従事者にとって、他方の事業内容の理解や技能向上等につながる。

iii 配慮事項

- ▶ 参加・協力する側の人員が一時的に不足する場合、適切な事業運営が図られるよう運営体制やサービス水準の維持に配慮する必要がある。
- ▶ 事業内容の充実、地域交流の推進等の観点から事業の実施時だけでなく、可能な限り事業の企画段階から参加・協力する。

④ 子ども教室の活動プログラムへの児童クラブ児童の参加

i 取組み

(活動内容)

読み聞かせ、昔遊び、工作、体験活動、スポーツ等が考えられますが、参加児童の年齢・人数、活動場所、運営体制等を踏まえた内容とすること、可能な範囲で児童クラブ従事者も企画段階から協力する等、連携を図りながらプログラムを計画すること等が望まれます。

(実施頻度・時間)

利用者のニーズ、各学校が定める下校時間、各事業の運営状況等を踏まえ、適切な頻度・時間を設定することが望まれます。

(運営体制)

活動内容・場所等に応じた児童を適切に見守る体制の整備が求められますが、 従事者が一時的に不足する場合等は、必要に応じて児童クラブ従事者も活動プログラムに参加する等の対応が望まれます。また、児童クラブと子ども教室に一定の距離がある場合は、児童の安全を確保するため、児童クラブ従事者が児童を引率する等の工夫が求められます。

(活動予定の共有)

両事業の従事者間において双方の活動予定等を共有し、児童クラブ児童が子ど も教室の活動プログラムに参加可能な日程を調整することが望まれます。

(児童の参加の流れ)

以下のような流れが考えられますが、児童クラブと子ども教室間の移動に係る 児童の安全確保の観点から、両事業の位置関係(児童クラブが小学校敷地外にあ る場合等)を踏まえ、適切な方法を検討する必要があります。

- ▶ 子ども教室、児童クラブの順に参加し帰宅
- ▶ 子ども教室のみに参加し帰宅
- ▶ 児童クラブ、子ども教室の順に参加し帰宅

(児童情報の共有)

児童の所在確認、安全確保等の観点から、子ども教室が児童クラブ児童の利用

予定等を把握し、あらかじめ両事業の従事者間で当該児童の情報(子ども教室への参加日・時間等)を共有しておくことが望まれます。

(児童の出欠確認)

以下のような方法が考えられますが、両事業の従事者間であらかじめ確認の仕 方を整理しておくことが望まれます。

- ▶ 両事業の従事者が保護者からの連絡帳等により確認する。
- ▶ 子ども教室従事者が、受付簿を両事業の児童ごとに管理する等、児童クラブ児童の参加状況を把握する。
- ▶ 子ども教室従事者が出欠席を確認の上、児童クラブ児童の参加状況を児童 クラブ従事者と共有する。
- ▶ 児童クラブ従事者は児童クラブ児童を、子ども教室従事者はそれ以外の児童の出欠席を確認する(児童クラブ従事者が子ども教室の活動プログラムに参加している場合)。

ii 効果

- ▶ 児童や保護者にとって、地域の様々な世代の方との関わりや多様な体験活動 を通し、地域交流や異年齢交流が図られる。
- ▶ 両事業の従事者にとって、児童の新たな行動特性の把握やきめ細かな見守り 等につながる。
- ▶ 両事業の従事者にとって、共通プログラムを企画・運営すること等により、 地域交流や技能向上等につながる。
- ▶ 比較的密度の高い児童クラブを利用している児童にとって、広い空間で過ごすことにより心の安定が図られる。

iii 配慮事項

(人材確保・育成)

児童クラブ児童を含めた子ども教室参加児童を見守る適切な運営体制を整える ため、人材確保・育成に努める必要があります。

- ▶ 両事業の従事者の勤務ローテーションにより調整する。
- ▶ 学校支援地域本部^{※5}等、地域や小学校の関係団体へ協力を依頼する。
- ▶ 大学や専門学校等に学生ボランティアの参加を呼びかける。
- ▶ 関係機関が主催する研修等に参加し、従事者の資質向上を図る。

(安全確保)

活動中の児童の怪我や事故等に適切に対応する体制を整える必要があります。

- ▶ 児童クラブ従事者も活動プログラムに参加する場合、児童の見守り体制等、 役割分担を明確にし、従事者間で共有する。
- ▶ 児童クラブ児童が怪我をした場合は児童クラブ従事者にも報告する等、事故 発生時のマニュアル等を作成し、従事者間で共有する。

▶ 損害賠償保険や傷害保険等に加入し、子ども教室活動中の児童クラブ児童を含む児童の怪我等は、子ども教室加入の保険を適用する等、その適用区分を明確にする。

(活動場所の確保)

活動場所が狭隘となる場合は、小学校と調整の上、一時的に余裕教室を追加で借用する等、児童にとって適切な活動場所を確保する必要があります。

(特別な支援が必要な児童への対応)

特別な支援が必要な児童が子ども教室の活動プログラムに参加する場合、小学校、放課後等デイサービス、障害児通所支援事業所等の関係機関と連携して適切に対応する必要があります。

(活動費用)

活動プログラム実施に必要となる消耗品費等は児童クラブ、子ども教室のいずれの予算から支出するか、あらかじめ整理しておく必要があります。

5 市及び教育委員会の取組み

市及び教育委員会は、両事業の運営主体及び従事者が連携を実施・推進する上での一助となるよう、以下の取組みの実施に努めます。

(1) 市及び教育委員会の連携

市及び教育委員会は、両事業の連携が適切に図られるよう、必要に応じて情報交換を 行う等、緊密な連携に努めます。

(2) 小学校との連携

教育委員会は、両事業の連携等に関し小学校の理解が十分に得られるよう、小学校との情報交換・共有に努めます。

(3) 人材確保

市及び教育委員会は、地域から協力を得ながら実施している事例等、人材確保に資する取組みに関する情報の収集に努め、両事業の運営主体へ提供します。

(4) 従事者の資質向上

市及び教育委員会は、両事業の従事者が一定の知識・技能を有し、児童への適切な対応が図られるよう、従事者向けの研修や情報交換会等の実施に努めます。

(5) 連携状況の把握・情報提供

市及び教育委員会は、適宜市内における両事業の連携状況を把握し、参考となる取組み等を両事業の運営主体へ提供する等、連携の推進に努めます。

(6) 財政措置

市及び教育委員会は、両事業の連携にあたり、損害賠償保険、傷害保険等への加入、行事の開催等に要する経費について、必要な財政措置に努めます。

6 むすび

本委員会では、両事業の連携に関し、平成29年度から平成30年度までの2か年において、各種調査や現地視察を通し市内における両事業の連携状況を把握の上、両事業の連携の在り方を審議し、その提案に向けた検討を行ってきました。

市の児童クラブは、利用ニーズの増加や対象学年の引上げに伴う児童数の増加に対応するため、児童館・児童センターの他、小学校の余裕教室や公共施設、民間物件等を活用したサテライト**6等により受け皿を確保しており、引き続き、施設の環境整備、従事者の人材確保と資質向上の取組みが求められています。

一方、子ども教室は、小学校の理解・協力を得た上で、地域のコーディネーター**7等が小学校内の図書室、特別教室等において実施しており、新たな地域人材の確保やその資質向上が求められています。

このように、子どもの放課後の居場所に関するニーズが増加傾向にあり、両事業において様々な課題を有する中においては、各地域における地理的な条件や従事者の人員体制といった課題を十分に配慮することを前提としつつ、両事業の従事者間におけるノウハウの共有や地域資源を活用した様々な活動プログラムの実施等にできることから取り組み、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりにつないでいくことが求められます。

このような観点から、本提案書では、両事業の運営主体・従事者が連携した取組みを実施・推進する上での参考となるよう、市内における両事業の連携事例や考えられる取組みを取り上げました。市に対しては、両事業の運営主体と本提案書の内容を共有するとともに、適宜、連携状況等の把握に努めることを求めます。

全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、各事業における小学 校、町内会、地域のボランティア等との連携をはじめ、地域の実情等に応じた両事業の連 携した取組みが推進されることを期待します。

(用語解説)

※1 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て支援関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上等を進めていく、平成27年度よりスタートした制度。

※2 同一小学校内等

児童クラブと子ども教室を同一小学校内で実施している他、一方が小学校内で実施しており、他方の活動場所が当該小学校に隣接(児童自身による移動を安全に行うことが可能な通りを挟んだ向かい側等)している場合を含む。

※3 放課後児童支援員等

保育士や社会福祉士の資格を有する者等であって、都道府県知事が行う研修を修了した者及びその補助員。

※4 地域教育協議会

学校、PTA、ボランティア、町内会等により構成され、学校支援地域本部における支援 方針等の企画・立案を行う組織。

※5 学校支援地域本部

学校の求めと地域の力をマッチングして、より効率的に子どもを支援し、教育の充実を目指すもので、地域教育協議会、スーパーバイザー、地域コーディネーター及び学校支援ボランティアから構成される。

※6 サテライト

児童館だけでは児童の受入れが困難な場合に、市が設置する小学校の余裕教室やその 他の公共施設、民間物件等を活用した放課後児童クラブ専用の居室。

※7 コーディネーター

子ども教室における講座の企画・運営を行う等、運営の中心的な役割を担う者。